

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 添付資料（資料 1～資料 27）

- 資料 1 女學雑誌第 458 号（明治 31 年 1 月）「時報」
- 資料 2 「ニッポン一億総活躍プラン（厚生労働省）」（2016（平成 28）年閣議決定）
- 資料 3 要望書
- 資料 4 「人口動態統計速報（令和 3 年 12 月分）厚生労働省」
- 資料 5 「認定看護管理者（CNA）認定の手引き（抜粋）」
- 資料 6 質の高い看護人材の養成に向け理解を共有（日本看護協会）」
- 資料 7 医療介護総合確保推進法（厚生労働省）
- 資料 8 養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関連図  
および教育概念図等
- 資料 9 履修モデル
- 資料 10 和洋女子大学研究倫理規程等
- 資料 11 学部と研究科との関係図
- 資料 12 和洋女子大学看護学研究科（修士課程）時間割
- 資料 13 和洋学園就業規則
- 資料 14 研究奨励費規程等
- 資料 15 院生室図面
- 資料 16 図書等整備計画（看護学関連図書目録等）
- 資料 17 和洋女子大学院学則
- 資料 18 和洋女子大学大学院評議会規程
- 資料 19 和洋女子大学大学院教授会規程
- 資料 20 「和洋学園組織機構図」・「和洋女子大学会議体組織図」
- 資料 21 和洋女子大学 2020・2021 年度「目標と計画」
- 資料 22 2020 年「学生による授業評価よりよい授業を目指して」報告書
- 資料 23 2020（令和 2）年度「学生生活アンケート報告書」
- 資料 24 2020 年度「和洋女子大学教学マネジメント評価委員会」報告書
- 資料 25 2021（令和 3）年度～2019（令和元）年度 FD 研修内容一覧
- 資料 26 学校法人和洋学園研修センター規程
- 資料 27 2021（令和 3）年度～2019（令和元）年度 SD 研修

明治廿五年三月十五日逓信省認可

明治三十一年一月二十五日

# 女學雜誌

(四五七)

第四百五十八號

録心よけなるもの。要才者よへき其位して趣味ある記事を以て紙面を充たす。

半々分(六冊)前金三拾八錢。一々半分(十二冊)前金七拾錢。總て郵税なし。爲替振込半込局。

女學雜誌

甲 三十一年 一月二十五日發兌

第四百五拾八號

社 説

第二維新の氣慨

古より爲政の秘訣を言ふもの數は言はく、民心をして倦ませらしむと。其意、他の語を以て之を言はば、人心をして萎靡せしめざるにあり。人心一と度ひ倦めば、百事沮廢し、あらゆる病弊之より發す。事業振興せず、景氣引き立たず、融通道塞し、四民一齊に困しむ。これ其の必然の徴候なり。斯の如くして、人心彌と萎靡すれば、國歩既に末路に瀕す。規律士の如く崩れ、威嚴瓦の如く碎け、物ての器關其の効力を失して、元氣生命到る處に消散す。むかしは、理想に熱せし狂

(三七)

然も、知らざる間隙凡化し、あらず。人皆な常識に隸屬して、處世安心の策に汲々たりざるなく、而も能く其の地に満足するものは殆んど稀なるべし。これ豈に爲政宜しきを得ず、民心倦惰不振に陥りたる結果の悲しき状況にはあらずや。夫れ、民心は素と倦み易きを常とす。但だ機先を制して早く相應の刺激を置き、巧みに歩々の前程に相應の希望を掲ぐるの故に、人氣則ち萎靡せざるとを得るなり。思想界に先覺あれば、人心此を以て倦まず。事業界に見込あれば、人心此を以て倦まず。かの爲政の大人、妙に機先を制するの大策を施すあらば、邦家の民心は決して倦まざる也。之を况んや、事効毎々要緊に外れ、雄心路々次第に削げ、尙且つ幾度か失望せしめて、既に得たらんと思へりしものをも奪はれ去らしむ。人心如何んぞ萎靡せざらんや。試みに人の一生を見よ、七顛八起あり。國の史乘に於けるも亦た又た之に外ならず。近く之を徳川氏二百五十年の治世に考ふるも、其の殆んど倒れんとして亦た興起せしもの幾回ぞや。而して、其の倒れんとするや則ち民心倦怠の極なり。

飢饉に罹りしもの、近時また猛烈なる疫病流行して、爲めに外多きなり。

●信州松本高等女学校の設置 信州は一体に教育の盛んなるが、其松本町の如きは、一校に三千有餘の児童を教育し活れりといふ。其松本にて、此度いよいよ高等女学校の設置を見るに至りたり。其の組織の大畧は、修業年限は四年にして、高等小学二年卒業のものを入學せしめ、而して房前小學校を松本高等女学校女子部を以て之に充て、校長には同校長房前好實氏を以て之を兼せしめ、高等師範學校卒業生一名を聘し、校長は同小學校調教師名を以て之を兼せしめ、來年度即ち四月一日より應々開校するに決したり。而して町首に於て建設の決議次第校舎の建築に着手する事なり。

●米澤高等女學校 同校設立の事は、既に米澤市會にて可決せられ、經常費は額千七百圓の歳入出の外、設備費金四百七十五圓四拾錢を要する由にて、目的とする所女子に必要なる諸普通教育を施すにありて、其教員員修身、礼誼、地理、數學、理科、家事、裁縫、習字、圖畫、音樂、体操等諸科目として漢文教育を設け、外に補習科を置き、年齢十二歳以上にして高等小學校、第二學年の科程を卒したる者、及之れと同等の學力を有するものを入學せしむるなり。

●大坂高等女學校 同校は近頃生徒の入学を望む者年々増加せり。今則規則を改正し、是迄本件生徒の定員五百名を六百三十名、接濟修科生徒の定員二百名を二百三十名、都合七百五十名とし、又授業料は是迄本件一箇月金五下錢、接濟修科同三十錢、補習科同五十錢なりしを、各十錢引上ぐるに、今則開校の事會へ提案し可決したるに付四月一日より實行する事。

●女子高等師範學校 女子高等師範學校に於ては、本年四月文部省兩院科生の入學を許す由、出願期三月十五日迄にして、志願者は尋常師範學女子部卒業生及び、同等の學力を有する者、年齢全品行方正年齢十七年以上二十五年以下のものなり。

●和洋裁縫女學院 題名の如き一女學校は、東京麹町區飯田町三丁目二十二番地に新設せられ、來二月一日より開校する。同校の目的は、和洋服裁縫術及家政學を教授し、且つ家庭主婦になり、父兄に代り、其行爲を監督し、其徳操を涵養し、眞實良淑なる母業を起し、また兼て、高等女學校、小學校等の裁縫科教員及家事科教員を養成するに在りといふ。

(三七)

●赤十字社三重支部 赤十字社三重支部は本月廿日縣會議事堂に於て開會せり。

●萬志看護婦入會 赤十字社三重支部萬志看護婦入會は本月廿日縣會議事堂に於て開會せり。

●泉州府婦人協會 泉州府相州の各家庭婦人協會、特志家等の發起に依りて、泉州府婦人協會を組織せり。同會は、本月五日同地に於て發會式を舉げた。會員四百四十餘名。同會の目的は、宗教の異同を問はず、職業の如何を問はず、有志の婦女汎く交際懇話を續け、兼て智性品性を進むるを主旨とし、毎月一回第二日曜日に小集會を開き、存続三期に感集會を開き、會員相互に、家政、教育、衛生等の研究をなし、時々大家の談話及び高尚なる歌曲音樂等を聴くことなり。

●伊豫郡婦人會 伊豫國伊豫郡々中町及び其附近の有志婦人會は本月廿日縣會議事堂に於て開會せり。同會は、本月五日同地に於て發會式を舉げた。會員四百四十餘名。同會の目的は、宗教の異同を問はず、職業の如何を問はず、有志の婦女汎く交際懇話を續け、兼て智性品性を進むるを主旨とし、毎月一回第二日曜日に小集會を開き、存続三期に感集會を開き、會員相互に、家政、教育、衛生等の研究をなし、時々大家の談話及び高尚なる歌曲音樂等を聴くことなり。

●女子協會 元來非女學校の創立者たりし櫻井の子女は、此度東京本郷同門會開生同三番町の自宅に、女子協會會を起し、基督教主義によりて、女生の監督をなすことなり。現貨は入學費二圓、一ヶ月食料、室料、雜費とも六圓内となりとす。

●高等小學校女子交友會 高知縣土佐郡一高等小學校に於ては、女子校友會なるものを新設せり。

●女子會 同山縣久米北條郡大俣村大字神代岡本七郎(二十五)なるもの、本月不圖の老母に侍りて、奉養せざるを以て、同縣知事之を責するに會五圓を以てす。

三七

# ニッポン一億総活躍プラン

(平成28年6月2日閣議決定・労働政策関係部分の概要－「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」「戦後最大の名目GDP600兆円」－)

## 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

- 子育ての環境整備
  - ・保育人材確保のための総合的な対策等  
(例:保育士としての技能・経験を積んだ職員の処遇改善、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善等)
- 女性の活躍
  - ・子育て等で一度退職した正社員が復職できるよう、企業への働きかけ
  - ・マザーズハローワーク事業の拠点数の拡充、機能強化
  - ・女性活躍推進法に基づく、女性活躍のための行動計画の策定・情報公表の推進
  - ・多様な正社員、テレワークの普及など、女性が働きやすい環境整備
  - ・セクハラ・マタハラの防止に向けた取組等の推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援
  - ・就労などについての専門機関が連携しての伴走型の支援
  - ・ハローワーク、地域若者サポートステーション、自治体等の関係機関が連携した若者無業者等に対する就労・自立に向けた支援
  - ・性的指向、性自認に関する正しい理解促進、社会全体が多様性を受け入れる環境づくり

## 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

- 介護の環境整備
  - ・介護人材の処遇改善(例:キャリアアップの仕組みの構築等)
  - ・改正介護休業制度の着実な実施、介護休業の取得促進に関する周知・啓発の強化等、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及促進
  - ・真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入の在り方についての総合的かつ具体的な検討の推進
- 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
  - ・就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援

## 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向

- サービス産業の生産性向上
  - ・トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性向上
- 中堅・中小企業・小規模事業者の革新
  - ・下請事業者の取引条件の改善
- 観光立国の実現
  - ・労使一体での年次有給休暇の取得向上や休暇取得分散化等の休暇改革の推進
- 地方創生
  - ・地域の実情に応じた働き方改革
  - ・若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現
- 消費・投資喚起策
  - ・賃金の継続的な引上げ
  - ・下請等中小企業の取引条件の改善等を通じた賃金・可処分所得の引上げ

# ニッポン一億総活躍プラン（厚生労働省関係部分）

参考

成長の果実の分配

これまでの「三本の矢」の経済政策を一層強化し、民需主導の経済の好循環を確立。  
(潜在成長率の向上)

経済成長の隘路である労働供給減、将来に対する不安の解消へ総合的な対策を推進

これにより、国民一人ひとりが家庭で、職場で、地域で、あらゆる場所で、誰もが活躍できる社会を実現。

・成長の果実による  
子育て支援・社会保障の基盤強化

<職場・家庭>

<結婚・子育ての希望の実現>

<介護と仕事の両立>  
<生涯現役社会の構築>

新・第二の矢  
夢をつむぐ子育て支援

新・第三の矢  
安心につながる社会保障

・保育の受け皿の更なる拡大・保育士等の処遇改善・社会的養護の充実

・在宅・施設サービスの整備加速化  
・介護職員の処遇改善・職場環境改善、家族支援  
・予防・健康づくり

横断的課題 生産性向上・働き方改革(同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正、高齢者の雇用促進)

・安心・将来の見通しが確かになることによる消費の底上げ、投資の拡大  
・多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出

新・第一の矢  
希望を生み出す強い経済

<地域> (暮らしと生きがいとともに創る「地域共生社会」への転換)

賃上げ  
労働分配率  
向上

投資拡大

イノベーション

企業や働く人が、  
寄附やボランティア  
等で地域に参画

住民相互の支え合い  
による、生活支援な  
どの提供

高齢者・障害者な  
どの多様な活躍の  
場の提供

GDP600兆円の実現

希望出生率1.8の実現

介護離職ゼロ・  
生涯現役社会の実現

ロードマップの下、それぞれの施策について総合的・一体的に取り組む

# 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

## 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 改革の背景と方向性

### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## 改革の骨格

### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

## 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

### 地域丸ごとのつながりの強化

### 専門人材の機能強化・最大活用

## 実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
  - ◆共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
  - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：  
更なる制度見直し

2020年代初頭：  
全面展開

### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

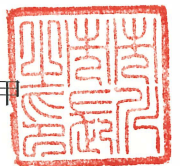
市川 第 20221121-0163 号

令和 4 年 11 月 30 日

和洋女子大学

学長 岸田 宏司 様

市川市長 田中 甲



「和洋女子大学大学院」の設置について（要望）

市川市は、東京都に隣接しているという良好な立地や交通の利便性によって現在、約 50 万人の人口となっていますが、都心に進学・就職する際の居住地として若い世代に選ばれている一方で、20 代後半から 40 代前半にわたる、いわゆる子育て世代が多く転出しています。

本市が持続可能なまちであり続けるために、「市川市なら安心して子育てができる」と思っただけのような環境やシステムをつくらなければなりません。そこで、現在、子育て世代の定住促進を図り小さな子どもから高齢者まで、誰しものが健やかに暮らし、お互いを支え合う、健康寿命日本一のまちを目指し様々な施策に総合的・多面的に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症も相まって健康の重要性が高まっているところです。

和洋女子大学は、平成 30 年度から看護学部を設置し、地域医療や福祉に多大なるご尽力をいただいておりますが、この度、貴学が看護大学院の設置を計画されていることをお知らせいただきました。

本市では、福祉部や保健部、こども政策部において看護師資格を持つ職員が活躍しており、将来を見据えますとより高度かつ専門性が求められます。

そこで是非、貴学大学院を修了した方が、地域福祉の充実につながるものと強く期待するものであり、健康寿命日本一の施策を進めていくうえで非常に重要と考えておりますので、本市といたしましては、貴学が推進している大学院の設置を強く要望致します。



令和4年 11月 8日

和洋女子大学  
学 長 岸 田 宏 司 様

国立研究開発法人  
国立国際医療センター  
国府台病院  
病院長 青 柳 信 嘉



### 和洋女子大学大学院看護学研究科の設置に対する要望書

平素は、本院の看護職員採用に関し、ご支援とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、貴学におかれましては、看護学科を基盤とした、豊かな人間性と高い職業倫理観を備え、併せて看護の専門知識と高度のコミュニケーション能力を持つ看護職の育成のため、看護学研究科の開設を計画しているとお聞きしております。

千葉県の看護学教育を取り巻く環境は、少子高齢化、地域住民の医療に対するニーズの多様化、在宅への医療提供の場への要望の変化により、保健・医療・福祉等に関わる医療保健専門職と協働を視野に入れた看護専門職の育成が求められているところです。

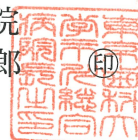
貴学の大学院看護学研究科の設置は、市川市を含む地域の看護学教育の向上と高度な看護専門職の育成のみならず、千葉県周辺地域における保健医療福祉の発展に寄与するものと期待しております。

本院といたしましても、貴学が目指す実践的能力と科学的思考力を備え臨床での課題を解決する研究力を備えた看護人材の育成は、多様化する看護臨床現場と医療に対するニーズに応えるものと期待しており、ここに計画の実現を強く要望いたします。

令和4年 11月 14日

和洋女子大学  
学 長 岸 田 宏 司 様

東京歯科大学市川総合病院  
病院長 西 田 次 郎



### 和洋女子大学大学院看護学研究科の設置に対する要望書

平素は、本院の看護職員採用に関し、ご支援とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、貴学におかれましては、看護学科を基盤とした、豊かな人間性と高い職業倫理観を備え、併せて看護の専門知識と高度のコミュニケーション能力を持つ看護職の育成のため、看護学研究科の開設を計画しているとお聞きしております。

千葉県の看護学教育を取り巻く環境は、少子高齢化、地域住民の医療に対するニーズの多様化、在宅への医療提供の場への要望の変化により、保健・医療・福祉等に関わる医療保健専門職と協働を視野に入れた看護専門職の育成が求められているところです。

貴学の大学院看護学研究科の設置は、市川市を含む地域の看護学教育の向上と高度な看護専門職の育成のみならず、千葉県周辺地域における保健医療福祉の発展に寄与するものと期待しております。

本院といたしましても、貴学が目指す実践的能力と科学的思考力を備え臨床での課題を解決する研究力を備えた看護人材の育成は、多様化する看護臨床現場と医療に対するニーズに応えるものと期待しており、ここに計画の実現を強く要望いたします。

# 人口動態統計速報

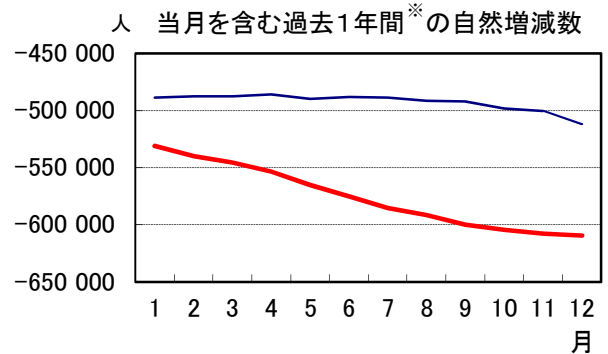
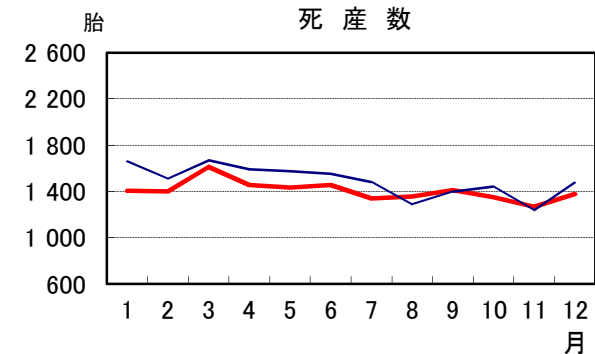
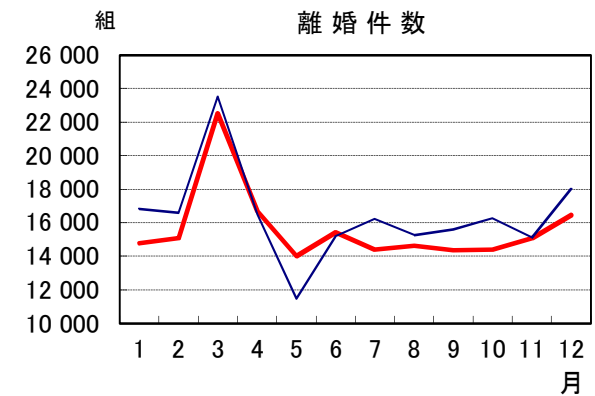
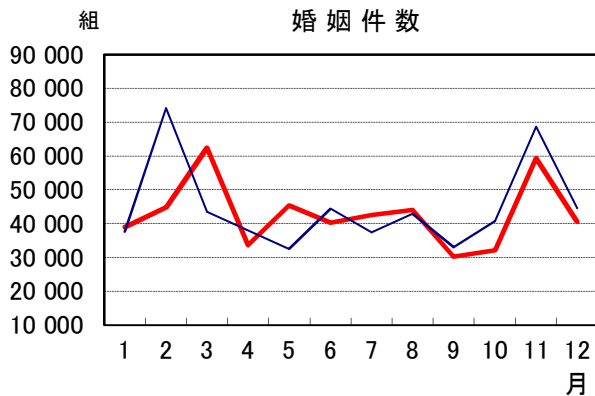
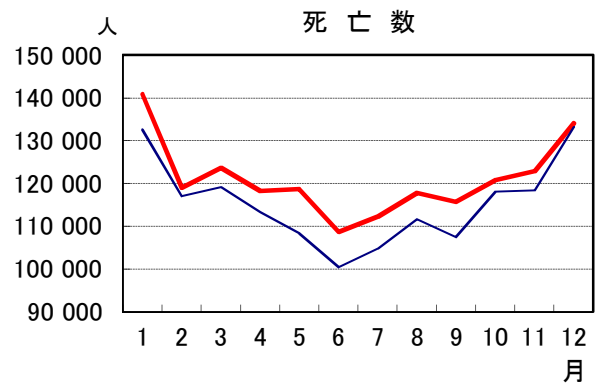
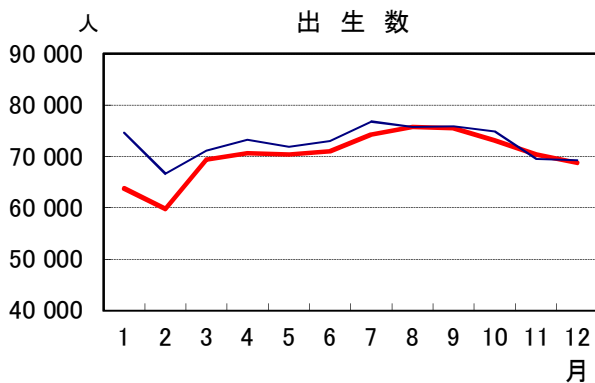
(令和3年12月分)

令和4年2月25日

人口動態統計は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各事象について、各種届出書等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集し集計したものである。

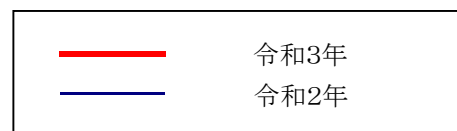
**速報の数値は調査票の作成枚数であり、日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人及び前年以前に発生した事象を含むものである。**

そのうち、日本における日本人についてまとめたものが人口動態統計月報(概数)であり、この月報(概数)に若干の修正を加えたものが人口動態統計年報(確定数)である。



※R2年1月…H31年2月～R2年1月までの1年間  
R2年2月…H31年3月～R2年2月までの1年間  
…  
R3年12月…R3年1月～R3年12月までの1年間

(担当)  
厚生労働省政策統括官付参事官付  
人口動態・保健社会統計室 月報調整係  
(TEL)03(5253)1111(内線 7476)  
03(3595)2813(ダイヤルイン)



人口動態総覧—対前年比較—

	実 数				年 換 算 率		
	令和3年	令和2年	差引増減	増減率(%)	令和3年	令和2年	対前年比
12月							
出生	68 803	69 282	△ 479	△ 0.7	6.5	6.5	99.2
死亡	134 026	133 185	841	0.6	12.6	12.5	100.5
自然増減	△ 65 223	△ 63 903	△ 1 320	…	△ 6.1	△ 6.0	…
死産	1 377	1 478	△ 101	△ 6.8	19.6	20.9	93.9
婚姻	40 680	44 675	△ 3 995	△ 8.9	3.8	4.2	91.0
離婚	16 471	18 020	△ 1 549	△ 8.6	1.55	1.69	91.3
1月から当月までの累計(令和3年1月～令和3年12月)							
出生	842 897	872 683	△ 29 786	△ 3.4	6.7	6.9	97.0
死亡	1 452 289	1 384 544	67 745	4.9	11.6	11.0	105.3
自然増減	△ 609 392	△ 511 861	△ 97 531	…	△ 4.9	△ 4.1	…
死産	16 854	17 894	△ 1 040	△ 5.8	19.6	20.1	97.6
婚姻	514 242	537 583	△ 23 341	△ 4.3	4.1	4.3	96.1
離婚	187 854	196 641	△ 8 787	△ 4.5	1.50	1.56	95.9
当月を含む過去1年間(令和3年1月～令和3年12月)							
出生	842 897	872 683	△ 29 786	△ 3.4	6.7	6.9	97.0
死亡	1 452 289	1 384 544	67 745	4.9	11.6	11.0	105.4
自然増減	△ 609 392	△ 511 861	△ 97 531	…	△ 4.9	△ 4.1	…
死産	16 854	17 894	△ 1 040	△ 5.8	19.6	20.1	97.6
婚姻	514 242	537 583	△ 23 341	△ 4.3	4.1	4.3	96.1
離婚	187 854	196 641	△ 8 787	△ 4.5	1.50	1.56	96.0

注：前年の数値も速報値である。自然増減は、出生から死亡を減じたものである。

率計算には「人口推計月報」（総務省統計局）により、該当月の総人口（概算値）を用いた。

年換算率の計算式

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{その月の件数（出生・死亡・婚姻・離婚）}}{\text{その月の人口} \times \frac{\text{その月の日数}}{\text{年間日数}}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{その月の出生数} - \text{その月の死亡数}}{\text{その月の人口} \times \frac{\text{その月の日数}}{\text{年間日数}}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{その月の死産数}}{\text{その月の出産（出生+死産）数}} \times 1,000$$

$$\text{1月分からの累計 出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\sum_i (\text{i月の件数（出生・死亡・婚姻・離婚）})}{\sum_i (\text{i月の人口} \times \frac{\text{i月の日数}}{\text{年間日数}})} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\sum_i (\text{i月の出生数}) - \sum_i (\text{i月の死亡数})}{\sum_i (\text{i月の人口} \times \frac{\text{i月の日数}}{\text{年間日数}})} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\sum_i (\text{i月の死産数})}{\sum_i (\text{i月の出産（出生+死産）数})} \times 1,000$$

注： $\sum_i$  は、1月からその月までの累計である。

$$\text{過去1年間 出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{その月を含む過去1年間の件数（出生・死亡・婚姻・離婚）}}{\text{その月を含む過去1年間の中央人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{その月を含む過去1年間の出生数} - \text{その月を含む過去1年間の死亡数}}{\text{その月を含む過去1年間の中央人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{その月を含む過去1年間の死産数}}{\text{その月を含む過去1年間の出産（出生+死産）数}} \times 1,000$$

注：R3.1～R3.12の中央人口は、令和3年7月1日現在人口を用いた。

都道府県		出生数	死亡数	死産数	婚姻件数	離婚件数
全 国		842 897	1 452 289	16 854	514 242	187 854
01	北 海 道	29 760	69 353	650	19 742	8 761
02	青 森	6 874	18 821	152	3 820	1 832
03	岩 手	6 757	17 687	131	3 748	1 515
04	宮 城	14 070	26 040	303	8 880	3 227
05	秋 田	4 679	16 089	101	2 650	1 112
06	山 形	6 215	15 823	98	3 435	1 278
07	福 島	11 165	25 559	216	6 361	2 752
08	茨 城	17 271	34 239	334	10 118	4 133
09	栃 木	12 042	22 873	255	7 201	2 862
10	群 馬	12 131	24 743	244	7 004	2 895
11	埼 玉	46 875	75 762	865	27 983	10 436
12	千 葉	39 458	66 065	714	24 006	8 978
13	東 京	96 045	128 978	1 933	74 052	20 808
14	神 奈 川	59 322	90 224	1 741	38 988	12 995
15	新 潟	13 256	31 070	263	7 177	2 704
16	富 山	6 468	13 699	122	3 635	1 181
17	石 川	7 640	13 307	122	4 323	1 394
18	福 井	5 537	9 814	105	2 872	1 033
19	山 梨	5 216	10 323	65	3 018	1 170
20	長 野	13 233	26 186	198	7 684	2 754
21	岐 阜	12 713	24 323	202	6 871	2 638
22	静 岡	23 086	43 664	411	13 781	5 302
23	愛 知	56 208	74 634	1 053	34 049	11 257
24	三 重	11 854	21 827	227	6 666	2 540
25	滋 賀	10 598	13 855	191	5 708	1 921
26	京 都	16 567	28 617	320	10 190	3 727
27	大 阪	61 402	99 353	1 266	39 946	14 974
28	兵 庫	37 121	62 904	627	21 609	8 257
29	奈 良	8 109	15 637	130	4 547	1 853
30	和 歌 山	5 818	13 054	85	3 281	1 487
31	鳥 取	3 947	7 692	76	1 995	803
32	島 根	4 707	9 856	83	2 472	896
33	岡 山	13 615	23 011	257	7 520	2 833
34	広 島	19 376	32 011	357	11 325	4 099
35	山 口	8 503	19 640	139	4 849	1 899
36	徳 島	4 613	10 546	87	2 491	1 123
37	香 川	6 535	12 372	137	3 766	1 478
38	愛 媛	8 582	18 879	178	4 627	1 908
39	高 知	4 275	10 471	84	2 389	1 060
40	福 岡	38 594	56 825	848	22 663	8 664
41	佐 賀	6 189	10 214	95	3 082	1 229
42	長 崎	9 529	18 312	169	4 787	1 889
43	熊 本	13 620	22 285	293	6 772	2 757
44	大 分	7 741	15 209	142	4 231	1 759
45	宮 崎	8 110	14 577	153	3 960	1 849
46	鹿 児 島	12 348	22 044	263	6 059	2 530
47	沖 縄	15 123	13 822	369	7 909	3 302
再掲	東京都区部	69 865	86 842	1 458	58 631	14 947
	札 幌	12 467	22 263	283	9 099	3 615
	仙 台	7 372	9 727	171	5 243	1 529
	さいたま	9 594	12 046	124	5 947	1 748
	千 葉	6 045	9 483	91	3 829	1 372
	横 浜	24 239	35 975	1 033	16 319	5 223
	川 崎	11 593	12 112	288	8 163	2 005
	相 模 原	4 518	7 273	74	2 682	1 023
	新 潟	5 292	9 657	99	2 983	1 047
	静 岡	4 400	8 402	78	2 831	983
	浜 松	5 466	8 833	105	3 215	1 154
	名 古 屋	17 543	24 085	371	12 192	3 697
	京 都	9 234	16 088	205	6 788	2 190
	大 阪	19 957	32 766	531	16 622	5 284
	堺	5 630	9 477	91	3 330	1 339
	神 戸	9 801	17 298	220	6 792	2 374
	岡 山	5 543	7 337	120	3 367	1 148
	広 島	9 011	11 221	157	5 487	1 802
	北 九 州	6 473	12 109	148	3 901	1 613
福 岡	12 610	13 654	346	9 207	2 682	
熊 本	6 516	7 604	156	3 602	1 287	

注: 都道府県別の表章は、届出地による。

## 日本看護協会認定看護管理者規程及び細則(抜粋)

## 公益社団法人日本看護協会 認定看護管理者規程

## 第1章 総則

第1条 公益社団法人日本看護協会認定看護管理者制度(以下「本制度」という。)は、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、一定の基準に基づいた看護管理者を育成する体制を整え、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献することを目的とする。

第3条 認定看護管理者とは、本会認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた者をいう。

## 第6章 認定看護管理者の認定

## 第2節 受験資格

第21条 認定看護管理者の認定審査を受験する者(以下「受験者」という。)は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること
- (3) 以下のいずれかの要件を満たしていること

イ 認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者

ロ 看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者

## 第3節 認定看護管理者の審査及び認定

第22条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第23条 審査は、認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

第24条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第25条 認定委員会は、認定実行委員会の報告に基づき、認定看護管理者の認定を行う。

第26条 会長は、認定委員会が認定看護管理者として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、認定看護管理者認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定証等を交付した者を認定看護管理者名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。

4 認定看護管理者認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、規程第31条の規定によって、認定看護管理者がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

(参考:日本看護協会「認定の手引」より)

## 2 受験資格

### 2-1 受験資格について

認定看護管理者(CNA)認定を申請する者は、2022年6月末日時点において、次の各項に定める資格をすべて満たしていなければならない。

※受験資格を有していることが確認できない場合、書類審査不合格となり筆記試験を受験することはできません。

- 1) 日本国の看護師免許を有すること。
- 2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること。
- 3) 以下のいずれかの要件を満たしていること。

	内容	注
要件1	認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者	
要件2	看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者	「看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者」とは、修了証、履修単位証明書、成績証明証等において、看護管理に関連する学問領域を専攻していることが確認できる、または、看護管理特論、看護管理演習、看護管理研究、経営組織論、経済論、労務管理、保健医療福祉政策等の看護管理に関連する単位を取得しており、かつ修士論文において、看護管理に関する内容を記載している者をいう。単に看護管理に関連する単位(科目)を取得した場合は該当しない。

#### ●修了見込での審査申請について●

サードレベル・修士課程を修了見込でも審査申請を行うことができる。申請方法の詳細については「(別添3)修了見込での審査申請について」(P34)を確認すること。